

遺産分割協議書

被相続人 ○○ ○○

最後の本籍 山口県下関市○○番地

最後の住所 山口県下関市○○番地

相続開始日 令和○年○月○日

上記被相続人の遺産について、共同相続人である山田太郎及び山田花子の2名は、全員による遺産分割の協議を行った結果、次のとおり合意した。

第1条 相続人山田太郎は、次の不動産を取得する。

- | | | |
|--------|------|-------------------------------------|
| (1) 土地 | 所在 | 山口県下関市○丁目 |
| | 地番 | ○番○ |
| | 地目 | 宅地 |
| | 地積 | ○○.○○㎡ |
| (2) 建物 | 所在 | 山口県下関市○丁目 |
| | 家屋番号 | ○番○ |
| | 種類 | 居宅 |
| | 構造 | 軽量鉄骨造陸屋根3階建 |
| | 床面積 | 1階 ○○.○○㎡
2階 ○○.○○㎡
3階 ○○.○○㎡ |

第2条 相続人山田花子は、次の遺産を取得する。

- | | | |
|--------|------|----------------|
| (1) 預金 | 金融機関 | ○○銀行○○支店 |
| | 預金種類 | 普通預金 |
| | 口座番号 | 123456 |
| (2) 貯金 | 金融機関 | ゆうちょ銀行 店番○○○ |
| | 預金種類 | 通常預金 |
| | 口座番号 | 12345-12345678 |

第3条 相続人山田太郎は、第1条に規定する遺産を取得した代償として、金○○○○円を、令和○年○月○日被限り、相続人山田花子指定の銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は相続人山田太郎の負担とする。

第4条 本協議成立時点で判明していない遺産が明らかになった場合は、当該遺産は相続人山田太郎が取得する。

第5条 相続人全員は、以上をもって被相続人の遺産及びその分割に関して一切解決してものとし、本協議書に定めるほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本合意の成立を証するため、本協議書を2通作成し、各自署名押印のうえ、1通ずつ保有する。

令和 年 月 日

相続人 山田 太郎

住所 山口県下関市〇〇

氏名 山田 太郎

実印

相続人 山田 花子

住所 山口県下関市〇〇

氏名 山田 花子

実印